

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 8 日

中国向け輸出水産食品認定施設（最終加工施設）の皆様へ

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

中国向け輸出水産食品認定施設に係る輸出品目等の登録手続きのお願い

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱要綱」により取り扱っているところです。

この度、中国政府より、認定施設の登録を中国政府に要請する際に、輸出品目等及び加工工程の情報の提出が必要となる旨の連絡があったことから、本年4月1日に施設認定等の手続きの見直しを行いました。これに伴い、既に登録済みの施設についても、輸出品目等及び加工工程の情報を提出する必要があることから、質問票（別添1）にご記入の上、下記担当宛て4月30日までにFAX又はメールにてご回答をお願いいたします。

なお、今回の手続きの見直しにおいて、一部の認定施設に係る輸出品目等の登録漏れが判明したため、登録事項の修正が完了するまでの暫定的な措置について中国側に確認しておりますので、手続きの詳細が判明次第、追ってお知らせいたします。

【質問票等のダウンロードについては、以下のウェブサイトをご参照ください。】

对中国輸出水産食品（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/taichu/0002.html

(参考)

本年4月1日に農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）が施行され、「中国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「新要綱」という。）を公示しました。これに伴い、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号の別紙）に基づき登録された中国向け輸出水産食品を最終加工する加工施設（最終加工施設）又は最終保管する保管施設（最終保管施設）は、「新要綱」に基づく認定施設として取り扱うこととなりました。

担当：厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

TEL：03-5253-1111（内線2490、4244）

FAX：03-3503-7964

MAIL：suisan-anzen@mhlw.go.jp